農業人材力強化総合支援事業

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

【20, 244(19,347)百万円】

対策のポイント -

次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。

く背景/課題>

農業就業者の平均年齢が66歳(平成27年)と高齢化する中、青年新規就農者数を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくため、次世代を担う農業者を育成するための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

農業競争力強化プログラム(平成28年11月 農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、平成29年度から※で示す事項を見直します。

1. 農業次世代人材投資事業(旧 青年就農給付金事業)

14,013(11,614)百万円

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、「準備型」として就農前の研修期間(2年以内)の生活安定に、「経営開始型」として就農直後(5年以内)の経営確立に資する資金を交付します。

準備型

- (1)補助率 定額
- (2) 事業実施主体 都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満 (就農時) の研修に専念する就農希望者
- (4) 交付単価等 年間150万円、最長2年間
- (5) 主な交付要件等

ア 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと

- ・ 研修終了後1年以内及び交付期間の1.5倍(最低2年)以上就農すること
- ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、独立・自営就農後5年以内に認定新 規就農者等になること※
- 親元就農の場合、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になること
- イ 平成29年度以降の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営 農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長※

経営開始型

- (1)補助率 定額
- (2) 事業実施主体 市町村

経営・技術、資金、農地について支援体制が整備されていること※

(3) 支援対象者 原則45歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者

(4) 交付単価等 年間最大150万円、最長5年間

平成27年度以降の新規交付対象者から、前年所得に応じて交付額を変動

(5) 主な交付要件等

ア 独立・自営就農であること

- 市町村等が適切な営農をしていないと判断した場合は打ち切り
- 親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経 営を行う場合も対象
- 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の交付期間中に 所有権移転すること
- 平成29年度以降の新規交付対象者から、交付終了後、交付期間と同期間以上 営農することX

交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定※

ウ 平成29年度以降の新規交付対象者から、早期に経営確立し、さらなる経営発展 に繋がる取組を行う者に対し、最大 150万円 (又は3年目交付額の2倍のうち低 い額以内の額)を交付し、本事業から卒業※

2. 農の雇用事業

5,558(7,150)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施す る実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人独立に向けた 研修を支援します。また、法人による従業員等の国内・海外派遣研修を支援します。

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 全国農業委員会ネットワーク機構
- 原則45歳未満の正社員を雇用し、生産技術等の実践的な研修を実施 (3) 支援対象者 する農業法人 等
- (4) 交付単価等 年間最大120万円、最長2年間(法人独立に向けた研修は年間最大 120万円、最長4年間(3年目以降年間最大60万円))
- (5) 主な交付要件等

ア 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者の定着率が一定以上であること※

イ 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること

農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること

ウ 研修対象者は研修実施法人等に正社員として研修開始時点で4ヶ月以上雇用され ていること

3. 農業経営確立支援事業(旧 新規就農者育成支援事業)

673 (583) 百万円

優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、以下 の取組を促進します。

- 農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組
- 経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組
- 農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者 等を実際の就農に結び付ける取組
- ・ 農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出※

補助率:定額、1/2 事業実施主体:都道府県、民間団体

[お問い合わせ先:経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

農業人材力強化総合支援事業の全体像

が農業人材力強化総合支援事業で実施する内容

平成29年度予算概算決定額【202(193)億円】

就農開始 就農準備 経営確立 (高校卒業後を支援) 法人正職員としての就農 独立:自営就農 農業法人等の 農業次世代人材投資事業 農業次世代人材投資事業 次世代経営者の育成 法人側に対する (準備型) (経営開始型) (農の雇用事業) 農の雇用事業 所得の確保 研修期間中、年間150万円を最 法人等の職員を次世代 45歳未満で独立して自営する 農業法人に就職した青年に対 長2年間交付 経営者として育成するた 認定新規就農者に対して、年 する研修経費として年間最大 めの派遣研修経費として、 間最大150万円を最長5年間 120万円を最長2年間助成 月最大10万円を最長2年 交付 間助成 雇用者の法人独立に向けた 研修経費として年間最大120 農業経営者育成教育の 万円を最長4年間助成(3年目 レベルアップ 以降は最大60万円) 技術・経営力 農業経営塾の の習得 創出 就農希望者等に、高度な農業経 営者教育を行う機関等に対して 支援 就農定着に ・若者の就農意欲喚起の取組 新規就農者間の交流会 向けた諸課題 •就農相談会 ・サポート体制の強化 の解決 機械・施設の スーパーL資金 青年等就農資金(無利子) 導入 経営体育成支援事業